



島根労働局発表
令和7年6月13日

担当 島根労働局職業安定部職業対策課 長 内藤 義博
地方障害者雇用担当官 大石 隆二
TEL 0852-20-7021

「障害者雇用に関する優良な中小事業主」を認定(もにす認定)しました ～ 県内第17号は 和光産業 株式会社 ～

島根労働局(局長 いわみ ひろふみ 岩見 浩史)は、このたび「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(以下「もにす認定制度」)で島根県内第17号の認定をしました。

つきましては、認定通知書の交付式を以下のとおり行います。

「もにす認定制度」とは、障害者雇用の促進および雇用の安定に関する取組みの実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度で、令和2年4月から実施しています。

この認定制度により、認定企業が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取組みの一層の推進が期待されます。

また、認定されると、自社の商品・サービス・広告などに「認定マーク」を表示することができ、日本政策金融公庫の低利融資対象となるほか、島根労働局ホームページへの掲載など、周知広報の対象となるなどのメリットがあります。

詳しくは、別添リーフレット「障害者雇用に関する優良な取組みを行う中小事業主への認定制度を始めました!」を参照してください。



認定マーク【もにす】

共に進む(ともにすすむ)という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待し、名付けられたものです。

○認定通知書交付式

- 1 日 時 令和7年6月24日(火)14時00分から
- 2 場 所 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階
共用第4会議室
- 3 認定事業主 和光産業株式会社 代表取締役 加藤 勇
(松江市東出雲町下意東2384-2)



和光産業 株式会社



2025年5月29日

障害者雇用への取組の成果（認定に当たっての評価ポイント）

数的側面

雇用状況	○障害のある社員7人（身体障害者、知的障害者）を雇用しており、令和6年6月1日現在の実雇用率は法定雇用率（2.5%）の3倍以上の14.29%となっている。
定着状況	○グループ企業のトータルケアや従業員間のナチュラルサポートによる日常的な支援により従業員の平均勤続年数に対して、障害者の平均勤続年数が同数以上となっています。

体制づくり

人材面	○「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を受講することにより障害者雇用への理解を深め、より良い雇用の推進に取り組んでいます。
-----	---

環境づくり

職務環境	○障害特性を考慮し、工場内の設備を障害のある方でも安全に作業できるように改善を行っています。設備の更新により、作業音による不快感を無くすことや体力や作業動作に不安のある障害者も安心して作業することが出来るよう環境整備を行っています。 ○障害の有無にかかわらず勤続20年、勤続40年の表彰・報奨金を付与しています。
募集・採用	○障害者の職場実習を受け入れており、作業工程の説明から作業実施までの職務指導、作業中の体調面のケアなどの相談支援を丁寧に行っています。 ○他企業から障害者雇用に関する見学の受け入れを実施しており、グループ企業を含めた障害者雇用の取組や支援の実績等を資料説明や実地見学により確認いただき、新たに障害者雇用を検討する企業の参考となるよう取り組んでいます。
働き方	○時間単位の年次有給休暇制度を就業規則に規定しており、病院受診等で休む必要があれば時間単位の有給休暇を取得することが出来ます。

事業内容：セメント・同製品製造業

所在地：島根県松江市東出雲町下意東2384-2

従業員数：77人（令和6年6月1日現在）



島根県内における障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく「もにす認定」状況

1 年度別近隣状況

(単位：社)

	認定企業数	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
		島根県	16	1	5	3
鳥取県	5	0	2	2	1	0
岡山県	7	1	1	1	2	2
広島県	14	0	2	2	9	1
山口県	7	1	1	1	3	1
全 国	489	53	91	134	139	72

2 島根県内における障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく

「もにす認定」事業主一覧

益田市	事業主	認定年月日	業種
株式会社	キューサイファーム島根	R3年9月7日	製造業
株式会社	ハーバック化成	R5年8月7日	製造業
大畑建設株式会社		R5年8月7日	建設業

出雲市	事業主	認定年月日	業種
社会福祉法人	壽光会	R2年11月25日	医療・福祉
株式会社	中筋組	R4年7月5日	建設業
株式会社	ジンザイスチール	R6年11月11日	建設業

松江市	事業主	認定年月日	業種
モルツウェル株式会社		R3年8月30日	製造業
株式会社	KUTO	R3年11月29日	製造業
まるなか建設株式会社		R3年11月29日	建設業
大昌株式会社		R5年3月13日	製造業
松江土建株式会社		R6年9月17日	建設業
セコム山陰株式会社		R6年10月24日	サービス業
和光産業株式会社		R7年5月29日	製造業

雲南市	事業主	認定年月日	業種
協栄金属工業株式会社		R4年1月13日	製造業
社会福祉法人	よしだ福祉会	R5年2月28日	医療・福祉

大田市	事業主	認定年月日	業種
社会福祉法人	仁摩福祉会	R5年9月6日	医療・福祉

浜田市	事業主	認定年月日	業種
石見食品株式会社		R5年10月23日	製造業





島根県内のもにす認定企業一覧

NO.	認定年月日	事業主名称	所在地	業種
1	令和2年11月25日	社会福祉法人 壽光会	出雲市	介護・保育事業
2	令和3年8月30日	モルツウェル 株式会社	松江市	食品製造業
3	令和3年9月7日	株式会社 キューサイファーム島根	益田市	清涼飲料製造業
4	令和3年11月29日	株式会社 KUTO	松江市	繊維工業
5	令和3年11月29日	まるなか建設 株式会社	松江市	総合工事業
6	令和4年1月13日	協栄金属工業 株式会社	雲南市	金属製品製造業
7	令和4年7月5日	株式会社 中筋組	出雲市	総合工事業
8	令和5年2月28日	社会福祉法人 よしだ福祉会	雲南市	老人福祉 介護事業
9	令和5年3月13日	大昌 株式会社	松江市	紙製容器製造業
10	令和5年8月7日	大畑建設 株式会社	益田市	総合工事業
11	令和5年8月7日	株式会社 ハーバック化成	益田市	プラスチック 製品製造業
12	令和5年9月6日	社会福祉法人 仁摩福祉会	大田市	社会保険・社会福 祉・介護事業
13	令和5年10月23日	石見食品 株式会社	浜田市	その他食料品 製造業
14	令和6年9月17日	松江土建 株式会社	松江市	総合工事業
15	令和6年10月24日	セコム山陰 株式会社	松江市	警備・情報通信業
16	令和6年11月11日	株式会社 ジンザイスチール	出雲市	鉄筋工事業
17	令和7年5月29日	和光産業 株式会社	松江市	セメント・同製品 製造業

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット

● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受ける
ことができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。か、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点	
			優良	1点				優良	4点	
		良	2点	良				2点		
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	特に優良	6点	
	優良		1点	優良				4点		
	良		2点	良				2点		
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点	
			優良	1点				優良	4点	
		④職務選定・創出	特に優良	2点				⑭キャリア形成	特に優良	6点
			優良	1点			優良		4点	
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	良		2点			
			優良	1点	成果関係の合格最低点		6点 (満点24点)			
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点	情報開示 (ディスクロージャー)	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点	
			優良	1点				優良	1点	
		⑦募集・採用	特に優良	2点		成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点	
			優良	1点				優良	1点	
		⑧働き方	特に優良	2点	⑰質的側面	特に優良	2点			
			優良	1点		優良	1点			
		⑨キャリア形成	特に優良	2点	情報開示関係の合格最低点		2点 (満点6点)			
			優良	1点	合計の合格最低点		20点 (満点50点)			
取組関係の合格最低点				5点 (満点20点)						

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

と も に す す む

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、島根労働局、ハローワークへお問い合わせください。